

利用上の注意

この報告書は、令和5年11月1日現在で実施した「2023年漁業センサス」のうち、本市が調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）結果について、静岡県の協力を得て取りまとめたものである。

1 調査の目的

漁業の生産構造及び就業構造を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の期日

令和5年11月1日現在（前回調査 平成30年11月1日現在）

3 調査の対象（本報告書収録分）

●海面漁業調査：海面に沿う市町の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体で農林水産大臣が必要と認めるもの

4 海面漁業調査調査事項（本報告書収録分）

●漁業経営体に関する事項

- ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況
- イ 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

5 主な用語の説明

(1) 漁業経営体

調査期日前1年間に、利潤又は生活の資を得るために生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体は、本調査の対象としない。

(2) 経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により分類したもの。また、経営体階層を次の3漁業層に区分している。

●沿岸漁業層：漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

●中小漁業層：動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

●大規模漁業層：動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。

(3) 経営体の専兼業分類

●専業：個人経営体（世帯）で過去1年間の収入が自家漁業からのみあったものをいう。

●第1種兼業：個人経営体（世帯）で過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きいものをいう。

●第2種兼業：個人経営体（世帯）で過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きいものをいう。

(4) 基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

(5) 漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に自家漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

(6) 個人経営体の自家漁業のみ

漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

(7) 団体経営体における責任のある者

団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

(8) 漁業雇われ

漁業就業者のうち、「個人経営体の自家漁業のみ」及び「団体経営体における責任のある者」以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

(9) 漁業地区名

●遠州浜松：下記以外の旧浜松市内の地域

●湖面浜松：旧篠原村、旧和地村、旧伊佐見村、旧庄内村を合わせた地域

●舞阪、雄踏、細江、三ヶ日：それぞれ旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧三ヶ日町の地域

6 2023年漁業センサスの主な改正点（本報告書収録分）

●海面漁業調査 漁業経営体調査に関する事項

漁業経営体が営んだ漁業種類について、①「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を「1 そうまきその他」に統合、②「遠洋いか釣」と「近海 いか釣」を「遠洋・近海いか釣」に統合、③「その他の魚類養殖」に含めていた「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離した。

7 数値及び記号の表示

(1) 構成比については小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(2) 記号

- 「－」：事実のないもの
- 「0」：四捨五入による単位未満のもの
- 「△」：マイナスであることを示す